

収入額計算式

(所得税法改正に伴う控除(ア)後の 世帯全員の所得の合計)	(一 般 控 除) (特別 控除)
収入のある方が2人以上いる場合には、下記の算式で各々計算し (マイナスの時は0とする) 出た金額を合計した金額	本人を除く世帯人数 (税法上の別居扶養者も含む)
所得税法改正に伴う控除 (ア)	特別控除額 (イ)
所得額	1人あたりの一般控除額
円 - ア 円 -	(38万円 × 人 + イ 円)
}	} ÷ 12

ア. 所得税法改正に伴う控除 (基礎控除振替分)

控除対象	控除規定	控除額
「給与所得」または「公的年金等の雑所得」がある方	その方の「給与所得」と「公的年金等の雑所得」の合計が10万円 以上 の場合	10万円
	その方の「給与所得」と「公的年金等の雑所得」の合計が10万円 未満 の場合	当該所得金額

イ. 特別控除できる項目及び控除額

控除項目	控除規定	控除額
老人扶養親族	扶養親族で70歳以上の方	10万円
老人配偶者	同一生計配偶者で70歳以上の方	10万円
特定扶養親族	扶養親族で16歳以上23歳未満の方	25万円
障がい者	本人、扶養親族 に	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛護手帳・戦傷病者手帳のいずれかの所持者（特別障害者に該当する方を除く）がいる場合など
特別障がい者		身体障害者手帳（1・2級）・精神障害者保健福祉手帳（1級）・療育手帳（1・2度）・戦傷病者手帳（特別項症～第2項症）のいずれかの所持者がいる場合など
寡婦	本人または同居者が寡婦 で	その方の所得から「ア. 所得税法改正に伴う控除」を差し引いた額が27万円以上の場合
		その方の所得から「ア. 所得税法改正に伴う控除」を差し引いた額が27万円未満の場合
ひとり親	本人または同居者がひとり親 で	その方の所得から「ア. 所得税法改正に伴う控除」を差し引いた額が35万円以上の場合
		その方の所得から「ア. 所得税法改正に伴う控除」を差し引いた額が35万円未満の場合

(注) 上表中における老人扶養親族・扶養親族・同一生計配偶者・障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親の要件はいずれも所得税法で定義されています。